

国家の積極的義務を認めることで生命権が保障できる ～人新世の憲法解釈～

2020 年以降の COVID-19 の感染拡大は、自由や人権をめぐるさまざまな問題を通じて、公衆衛生が人権保障の基盤になっていることを再確認させました。公衆衛生を環境問題の一つと捉えれば、環境が人権保障の基盤であることが明らかになったとも言えます。しかしながら、従来の法学や憲法学は人間の権利義務関係を規定することに主眼を置いており、環境と憲法の関連性については、あまり議論がなされていません。今日、環境により人間の生存が危機に晒される「人新世」といわれる時代において、人権保障のための憲法の役割を明らかにする必要があります。

本研究ではまず、他国や国際人権法における議論を参照しつつ、生命権（憲法 13 条：生命を奪われない権利）の自由権的側面（国家からの自由）と社会権的側面（国家による自由）および生存権（同 25 条：人間的な生活を送る権利）を検討しました。そして環境問題のリスクが認知されている今日では、国家の積極的義務を認め、生存権と関連する生命権の社会権的側面を保障する必要があると論じます。さらに、生命権および生存権の実質的な意味を踏まえた上で、これらの権利に対して、これまで一般的に認められていなかった具体的請求権を認めるべきであると結論付けました。

今後さらに、科学的知見からどのような具体的な環境問題対策および感染症対策が必要であるのかを議論する必要があります。加えて、環境を視野に入れた新たな発想で、人新世における「人権」や「権利」について構想することが重要だと考えられます。

研究代表者

筑波大学人文社会系

秋山 肇 助教

研究の背景

2020 年以降の COVID-19 感染拡大により、自由や人権をめぐるさまざまな問題が発生しています。私たちは、そのような問題を通して、公衆衛生が人間生活の基盤になっていることを再確認しました。公衆衛生を環境問題の一例と捉えれば、COVID-19 は環境が人権保障の基盤であることを明らかにしたとも言えます。しかし、従来の憲法学は人間の権利義務を規定することに主眼を置き、環境と憲法の関係性についてあまり議論してきませんでした。

そこで本研究は、「環境により人間の生存が危機に晒される時代（人新世^{注1)}）において、いかに人権を保障できるか」を、日本国憲法の視点から検討しました。

研究内容と成果

本研究では、人新世における人権保障のためには、生命権を保障する必要があるということ、国家の積極的義務を認める必要があるということの二点を明らかにしました。

まず、生命権（憲法 13 条：生命を奪われない権利）および生存権（同 25 条：人間的な生活を送る権利）における、自由権的側面（国家からの自由）と社会権的側面（国家による自由）を検討しました。生命権を検討する際には、例えば死刑に関する問題などの自由権的側面（図 1：①）に加え、新たに、社会権的側面（図 1：②）である環境の整備や公衆衛生の保全が特に重要な視点となります。また、これらを保障する際に関連する概念として生存権があります。憲法第 25 条に含まれる概念として、第一に生命維持のために必要な環境の整備が挙げられ、この保障のためには、同 2 項の「社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進」（図 1：②）が必要です。そして第二に、生命の維持を前提とした上での「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」（図 1：③）が挙げられます。これらの中で社会権的要素を持ち、生存権と関連するのは図 1 における②および③となります。

生命権については国際法である自由権規約 6 条においても議論されており、国連の自由権規約委員会は、合理的に予見可能な脅威からの生命権の保護も国家の義務であると論じています。人権保障のために国家の積極的義務が求められていると考えることができます。

生命権と関連する生存権については、一般的に抽象的権利説^{注2)}が支持されてきており、国家の積極的義務は一般的に認められてきませんでした。積極的義務を認められると具体的請求権^{注3)}が認められることとなりますが、具体的請求権は不確定概念性^{注4)}、審査不適合性^{注5)}、作為方法不特定性^{注6)}、および予算随伴性^{注7)}の問題があるために認められないというのが、その論拠です。しかし、人新世における生命権および生存権の実質的な意味を踏まえれば、いずれの点においても説得的な反論が可能です。例えば外出禁止令のように、公衆衛生保全における人権保障のための国家の積極的義務は、一義的に予算が必要となるわけではありません。不十分な対応が生命権の侵害にもなりうることを考えると、具体的に有効な対策を行うことが人権保障につながるといえるでしょう。

また環境問題と生命権の関係においては、科学の限界も踏まえ、社会的価値観に基づいて判断することもあります。その際には十分な科学的知見が存在しなくとも、深刻な被害の発生を防ぐべきであるとする予防原則の採用も検討する必要があると考えられます。

今後の展開

本研究では、人新世という時代の問題として COVID-19 を捉え、生命権を保障する積極的義務が存在することを示しましたが、具体的な対策については、十分に議論ができていません。今後、科学的知見を基盤として具体的にどのような環境問題対策、感染症対策が望ましいのかを個別具体的に議論する必要があります。

加えて、人新世の抱える問題を歴史的に紐解き、人権を批判的に理解することも重要です。本研究では人間の生命権を重視し、国家の積極的義務の必要性を議論しました。しかし、個別の人権を重視しつつ環境問題に対応できるのかという疑問も出てくるでしょう。従って、環境の限界を十分に考慮しなくてはなりません。これは、人間中心な人新世の価値観の先にある「ポスト・人新世」の価値観を基盤とした権利の在り方を考えることにもつながります。いったん、人権を相対化し、社会の構成要素として環境も視野に入れた新たな発想で、「人権」や「権利」について構想することが求められます。

参考図

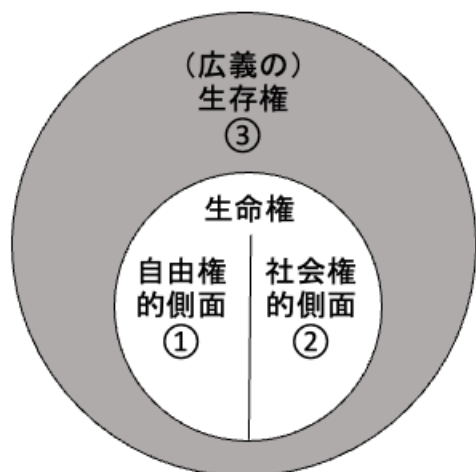


図1：生命権と生存権の概念図

- ①生命権 自由権的側面：例えば死刑に関する問題など
- ②生命権 社会権的側面：憲法 25 条 2 項の「社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進」
- ③広義の生存権：憲法 25 条に規定される「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」

用語解説

注 1) 人新世（じんしんせい・ひとしんせい）

人間活動が支配的となり、地球に過度な負荷がかかっている時代。地質学の文脈で議論されることもあるが、人文学・社会科学のさまざまな分野で議論されている。アントロポセンとも呼ばれる。

注 2) 抽象的権利説

憲法 25 条は生存権を規定するとはいえ、この条文のみで生存権を保障する具体的な措置を取ることが国家に義務付けられているのではなく、憲法 25 条を基盤とした法律が制定されることで、保障されるべき具体的な権利や実施されるべき措置が特定できるとする説。

注 3) 具体的請求権

憲法 25 条の規定により、国家に対して具体的な措置を請求できるとする説。

注 4) 不確定概念性

憲法 25 条の文言が不明確であり、この文言のみで生存権に含まれるべき内容が不明であるとの考え方。

注 5) 審査不適合性

生存権に関する問題には専門的・政策的な審査が必要とされるため、司法審査になじまないとの考え方。

注 6) 作為方法不特定性

生存権実現のためにはさまざまな手法が考えられるが、その手法は憲法 25 条からは明らかでないとの考え方。

注 7) 予算随伴性

生存権保障のためには予算が必要だが、予算を策定するのは立法府であるため、司法のみで生存権保障に関する判断はできないとする考え方。

掲載論文

【題 名】 アントロポセン時代の人権：日本国憲法における生命権と国家の積極的義務

【著者名】 秋山 肇

【掲載誌】 国際人権 33 号

【掲載日】 2022 年 10 月 30 日

問い合わせ先

【研究に関すること】

秋山 肇（あきやま はじめ）

筑波大学人文社会系 助教

URL: <https://trios.tsukuba.ac.jp/researcher/0000004384>

【取材・報道に関すること】

筑波大学広報局

TEL: 029-853-2040

E-mail: kohositu@un.tsukuba.ac.jp